

4-1. 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数

【学校教育法施行規則 172 条の 2 第 1 項第 3 号関係】

＜食物栄養学科＞

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 高等学校卒業程度の基礎学力を有し、自分の考えを言葉・文章として表現できる人。
- (2) 食べること、食事を作ること、食に関することに興味がある人。
- (3) 他者と良好な関係を築くことができ、基本的な生活力を持っている人。
- (4) 意欲的にコミュニケーションをとり、協働できる人。
- (5) 食生活と健康に関する専門性を、職場、家庭、地域社会の中で役立てたいと思っている人。
- (6) 栄養士資格取得を目標に勉学する意志がある人。

＜幼児教育学科＞

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育目的、教育目標に共感する以下のような学生を求める。

- (1) 幼児教育や保育に対する強い興味や関心と学科教育に対する学習意欲を有している人。【意欲・関心】
- (2) 幼児教育を学ぶために高等学校までの主要科目について、基礎的な知識と学力を有している人。【知識・技能】
- (3) 多様な価値観を正しく認識することで、自分の考えを適切に表現し、他者に対して的確に伝えられるコミュニケーション能力を備えた人。【表現・判断】